

エネルギー消費量等報告書に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第45条第1項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(所有者の範囲)

第3条 条例第45条第1項に規定する事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者とは、当該建築物に対し民法上の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 当該建築物の管理組合の代表者
- (2) (1)の管理組合が構成されていない場合は、当該建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 当該建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) 当該建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

附 則（令和3年11月19日制定）

この要綱は、令和3年11月19日から実施する。